新型コロナウイルス感染症の影響を受けているクリニック・薬局の経営者の皆さまへ

VS COVID-19 対策マニュアル

感染対策、電話/オンラインでの 診療・服薬指導編

2020.6.2

目次

感染対策、電話/オンラインでの診療・服薬指導編

新型コロナウイルス感染症が疑われる際の診療・調剤

診療の手引き、感染防護対策 ・・・・P4

外来・往診での算定点数・・・・P8

マスク等防護用資材の調達について ・・・P9

新型コロナウイルス感染拡大防止措置における電話/オンラインでの診療・服薬指導

電話/オンライン診療の実施要件・・・・P11

電話/オンライン診療の算定点数・・・・P16

電話/オンライン診療の実施手順・・・・P18

遠隔服薬指導の実施要件 ・・・・P22

遠隔服薬指導の算定点数 ・・・・P25

オンライン診療からの処方箋受け取り・服薬指導実施手順 ・・・・P26

電話/オンライン診療・服薬指導の患者への周知方法・・・・P27

CARADAオンライン診療 利用料無料提供のご紹介・・・・P29

新型コロナウイルス感染症が 疑われる際の診療・調剤

診療の手引き・感染防護対策





◆ 診療の手引き

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版

令和2年5月18日 厚生労働省事務連絡「「新型コロナウイルス感染症 COVID 19) 診療の手引き・第 2 版 |の周知について | 参考2

新型コロナウイルス感染症 外来診療ガイド (第1版)

2020年4月30日 日本医師会

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療所・病院のプライマリ・ケア初期診療の手引き Ver2.0

2020年4月30日 日本プライマリ・ケア連合学会

医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド(第3版)

2020年5月7日 日本環境感染学会

◆ 医療従事者の感染予防対策

新型コロナウイルス感染症に対する感染管理

2020年6月2日 国立感染症研究所、国立国際医療研究センター国際感染症センター

新型コロナウイルス感染症が疑われる者の診療に関する留意点について

令和2年3月11日 厚生労働省

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が薬局に来局した際の留意点について

令和2年3月13日 厚生労働省

職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト

令和2年3月31日 厚生労働省「新型コロナウイルス感染症の大規模な感染拡大防止に向けた職場における対応について(要請)」

参考:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版(抜粋)



院内感染対策

世界そして日本でも、COVID-19 の院内感染が疑われる事例が多数報告されている。患者から医療従事者への感染例のみならず、医療従事者から患者への感染が疑われる事例も起きており、院内感染対策の厳重な実践が欠かせない

COVID-19 の感染経路は、主に喀痰や鼻水などの体液およびそれらで汚染された環境に触った手で目や鼻、口などの粘膜に触れたり、くしゃみや喀痰などの飛沫が目や鼻、口などの粘膜に付着したり呼吸器に入ることによって感染する。したがって、患者の診療ケアにおいては、標準予防策に加えて、接触予防策と飛沫予防策を適切に行う必要がある。

なお、新型コロナウイルスはエンベロープをもつ RNA ウイルスであり、熱・乾燥・エタノール・次亜塩素酸ナトリウムに消毒効果が期待できる。

感染防止策 必要な感染防止策 感染防止策を実施する期間 標準予防策(呼吸器症状がある 初期対応 場合のサージカルマスクを含む) 病原体診断の結果、COVID-19 標準予防策 疑い患者 接触予防策·飛沫予防策 が否定されるまで 確定例 標準予防策 症状消失まで(14日間程度) 接触予防策・飛沫予防策 検査診断でウイルス陰性が2回 空気予防策 確認されるまで (退院まで) (エアロゾル発生手技)

注:標準予防策は患者の症状や検査結果によらず、常に必要である.

個人防護具

COVID-19 の患者(疑い患者で検体採取などの手技を行う場合を含む)の診療ケアにあたる医療スタッフは、接触予防策および飛沫予防策として、ゴーグル(またはフェイスシールド)、マスク、手袋、長袖ガウン、帽子などを着用する。マスクは、基本的にサージカルマスクで良いが、気道吸引や気管挿管などエアロゾルが発生しやすい場面においては N95 マスクの着用が推奨される。

検査などのための患者移動は最小限とし、患者が病室外に出る場合はサージカルマスクを着けてもらう。



2 换 気

患者 (疑い例を含む) に用いる診察室および入院病床などは、陰圧室が望ましいが必須ではなく、十分な換気ができればよい、あらかじめ施設の換気条件 (換気回数など) を確認しておくとよい、可能であれば、X 線や CT 室の使用はその日の最後にする。

患者にマスク着用を促し、検査後の環境消毒と 30 分程度の換気により二次感染リスクは下がると考えられる。

3 環境整備

ナースコール, テーブル, ベッド柵, 床頭台などの患者周囲環境は, アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤合浸クロスで清拭消毒を行う. 聴診器や体温計, 血圧計などの医療機器は個人専用とし,使用ごとに清拭消毒する. 患者に使用した検査室(X線やCT撮影室など)の患者が触れた場所, あるいは患者検体を扱った後の検査機器やその周囲も清拭消毒を行う.

病室内清掃を行うスタッフは、手袋、マスク、ガウン、ゴーグル(またはフェイスシールド) を着用する。

出典: 令和2年5月18日 厚生労働省事務連絡 [「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第2版」の周知について]参考2

参考:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版(抜粋)

4 廃棄物

COVID-19 の患者 (疑い例を含む) から排出された廃棄物は, 感染性廃棄物として排出する. 排出する際には、廃棄物容器の表面をアルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含浸クロスで清拭消毒する。事前に廃棄の条件について、委託業者に確認しておくことが望ましい.

5 患者寝具類の洗濯

新型コロナウイルスで汚染された、あるいは汚染された可能性のある寝具類は、病院施設内 で消毒(熱水洗浄を含む)が必要である.

注:「医療機関における新型コロナウイルスに感染する危険のある寝具類の取扱いについて (2020年4月24日事務連絡)」では、医療機関に過大な負担がかかる状況においては、寝具類の洗濯を外部委託して差し支えないとされている。

6 食器の取り扱い

患者が使用した食器類は、必ずしも他の患者と分ける必要はなく、中性洗剤による洗浄に加え、80°C 5 分以上の熱水による消毒を行ったあと、よく乾燥させる.

7 死後のケア

遺体は、体外へ体液が漏れないように処置し、遺体全体を覆う非透過性納体袋に収容・密封することが望ましい。また、納体袋の表面は、アルコールや抗ウイルス作用のある消毒剤含浸クロスで清拭消毒を行った後に、医療施設内で納棺後に搬送することが望ましい。納棺後は、特別な感染対策は必要ない。故人の尊厳にも十分配慮する。

8 職員の健康管理

患者の診療ケアにあたった医療従事者の健康管理は重要である。業務を終えた後は、14日間の体調管理(1日2回の体温測定や咳・咽頭痛などの有無の確認)を行い、体調に変化があった場合は、すみやかに感染管理担当者に報告する体制を作っておく、

なお,適切に個人防護具を着用していた場合は,濃厚接触者に該当せず,就業を控える必要 はない.

9 非常事態における N95 マスクの例外的取扱い

個人防護具が入手困難な中,厚生労働省から「N95マスクの例外的取扱いについて」(2020年4月10日事務連絡)が発出された、概要は以下である。

N95 マスクについては以下の考え方に基づき、可能な限り、効率的に使用する

- ・滅菌器活用等による再利用に努める【解説1】
- ・必要な場合は、有効期限に関わらず利用する
- ・複数の患者を診察する場合に、同一の N95 マスクを継続して使用する【解説2】
- ・N95 マスクには名前を記載し、交換は 1 日 1 回とする
- ・KN95 マスクなどの医療用マスクも N95 マスクに相当するものとして取り扱い,活用するよう努める【解説3】

【解説1】本事務連絡では、過酸化水素水ブラズマ滅菌器や過酸化水素水滅菌器を用いた再利用法と、1人5枚のN95マスクを5日間サイクルで取り換える方法が紹介されている。しかし、セルロースやセルロースベースの材料を含むN95マスクは滅菌器との互換性がないため再処理できない。滅菌以外の除染方法として、一般社団法人職業感染制御研究会や米国CDCからは、加湿熱(オートクレーブ)、紫外線(UV-C)、蒸気化過酸化水素(VHP)などによる再使用法の具体例が紹介されている。いずれの方法もメリット・デメリットがあること、いうまでもなくN95マスクは本来再使用を想定して製造されていないことから、緊急的対策であることを念頭に、各施設で利用可能な除染方法と、採用しているN95マスクの素材・機能における除染方法の影響を考慮して、各施設で最良の方法を選択する必要がある。

【解説2】「N95 マスクの継続使用に係る注意点」として、以下の2つがあげられている.

①目に見えて汚れた場合や損傷した場合は廃棄すること。

② N95 マスクを外す必要がある場合は、患者のケアエリアから離れること、

【解説3】米国 FDA は、KN95 マスクなどの医療用マスクの使用方法に関して緊急使用承認を与えた。

参 老】

- 一般社団法人職業感染制御研究会、N95/DS2 マスク除染と再利用に関する情報公開ページ。2020.4.13. http://square.umin.ac.jp/~jrgoicp/
- $index_ppewg_n95 decon.html?fbclid=lwAR305 rwgkzRyiHkEMfsk4Xe1p9L7tLPq2PkO1XeM7BIJmlQ25np0mzgNeil$
- Center for Disease Control and Prevention. Decontamination and Reuse of Filtering Facepiece Respirators. 9 April 2020. https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/hcp/ppe-strategy/ decontamination-reuse-respirators.html

出典: 令和2年5月18日 厚生労働省事務連絡 [「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第2版」の周知について]参考2

参考:新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第2版(抜粋)

↑ 非常事態におけるサージカルマスク、長袖ガウン、 ゴーグルおよびフェイスシールドの例外的取扱い

個人防護具が入手困難な中,厚生労働省から「サージカルマスク,長袖ガウン,ゴーグル及びフェイスシールドの例外的取扱いについて」(2020 年 4 月 14 日事務連絡)が発出された。 概要は以下である。

サージカルマスク, 長袖ガウン, ゴーグル及びフェイスシールドについては以下の考え方に基づき, 可能な限り, 効率的に使用する

- ・使用機会に優先順位を設ける【解説1】
- ・複数の患者を診察・検査する場合においても同一のものを継続して使用する【解説2】
- ・代用品を用いる【解説3】
- ・目に見えて汚れたり破損したときには破棄すること

【解説1】

①サージカルマスク:

必要不可欠な処置や手術を行う場合や感染の可能性のある患者との密接な接触が避けられない場合など

②長袖ガウン:

- ・血液など体液に触れる可能性のある手技
- ・エアロゾルが発生するような手技(気道吸引、気管内挿管、下気道検体採取など)
- ・上気道検体の採取(長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可)
- ・患者の体位交換や車いす移乗など、前腕や上腕が患者に触れるケアを行うとき(長袖ガウン不足時は袖のないエプロン可)
- *袖のないエプロン使用時であっても、手指・前腕の適切な洗浄・消毒を行うことで感染予防が可能

【解説2】

ゴーグルは目に見えて汚れた場合や一度外した場合には、洗浄および消毒を行うこと.

本体やバンド部分が損傷した場合(しっかりと固定できなくなった場合,視界が妨げられ 改善できない場合など)は廃棄する

<洗浄および消毒方法>

方法についてはメーカーの推奨方法が基本であるが,不明な場合は以下の手順を参考とすること.

- (1) 手袋を装着して、ゴーグルやフェイスシールドの内側と外側を丁寧に拭く、
- (2) アルコールまたは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムを浸透させたペーパータオルやガーゼ等を使用して外側を拭く。
- (3) 良く乾燥させてから再使用する。

【解説3】

①長袖ガウン:

体を覆うことができ、破棄できるもので代替可(カッパなど)、撥水性があることが望ましい、

②ゴーグルおよびフェイスシールド

目を覆うことができるもので代替可(シュノーケリングマスクなど)

出典: 令和2年5月18日 厚生労働省事務連絡 [「新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) 診療の手引き・第2版」の周知について]参考2

新型コロナウイルス感染症が疑われる患者への外来・往診での算定点数

◆ 外来・往診での算定点数

新型コロナウイルス感染症患者(疑いの患者含む)の外来診療・往診を行う場合、

「院内トリアージ実施料(300点)」を算定できる

- ※要届出の点数ではあるが、特例として届出不要
- ※点数表の規定にかかわらず、すべての時間帯で算定可能
- ※「<u>新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き</u>」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行う。 特に、「5 院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(国立感染症研究所)」を参考とする。

出典: 令和2年4月8日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」(厚生労働省) 令和2年4月14日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その11)」(厚生労働省)

令和2年4月24日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)」(厚生労働省)

マスク等防護用資材の調達について





◆ 厚労省からの事務連絡

医療機関等における医療用物資の緊急時への対応について 令和2年4月24日 厚生労働省事務連絡

医療機関向けマスクの医療機関等への配布について(その3) 令和2年5月29日 厚生労働省事務連絡

医療従事者の個人防護具 (PPE) の医療機関等への配布について (その3)

令和2年5月29日 厚生労働省事務連絡

N95 マスクの例外的取扱いについて

令和2年4月10日厚生労働省事務連絡(令和2年4月15日一部追記)

サージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド、の例外的取扱いについて 令和2年4月14日 厚生労働省事務連絡

医療現場における手袋(滅菌・非滅菌)の取扱いについて

令和2年5月29日 厚生労働省事務連絡

◆ 民間による調達経路

医療介護資材SOSマッチング

新型コロナウイルス感染症に関連した緊急販路開拓支援「BM SOSモール」 大阪商工会議所

新型コロナウイルス感染拡大防止措置における 電話/オンラインでの診療・服薬指導

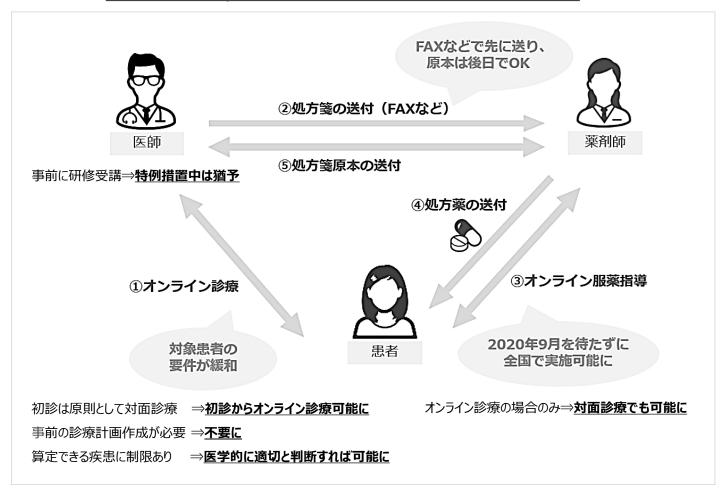
電話/オンラインでの診療・遠隔服薬指導



薬局

新型コロナウイルス感染症の流行下においては、

一時的に、初診から電話/オンラインでの診療・服薬指導が可能に



- ※ 時限的緩和措置は3か月ごとに検証となるため、7月初旬に措置が改訂される可能性があることにご留意ください。
- ※ 保険診療の場合、診察する医師は医療機関で行う必要があります。その他実施に際しての指針等はオンライン診療の適切な実施に関する指針(厚生労働省)をご確認ください。

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省)を元にエムティーアイ作成



1、初診から電話や情報通信機器(ビデオ通話など)を用いた診療を実施

対象

患者	医師の責任の下で、電話や情報通信機器を用いた診療による 診断や処方が 医学的に可能であると判断する範囲
薬剤	麻薬及び向精神薬以外 ※診療録等により患者の基礎疾患の情報が把握できない場合は、 麻薬及び向精神薬とハイリスク薬以外で処方日数は7日間まで。

主な要件

- ◆できる限り、過去の診療録・診療情報提供書・地域医療情報連携ネットワーク・健康診断の結果等で 患者の基礎疾患の情報を把握・確認する。
- ◆生じるおそれのある不利益・急病急変時の対応方針等について、**医師から説明した上で診療録**に記載する。
- ◆対面による診療が必要と判断される場合は速やかに移行する。できないときは"あらかじめ"承諾を得た他の医療機関を紹介。
- ◆患者は被保険者証(及び高齢受給者証)·医師は顔写真付きの身分証明書で本人確認する。
- ◆支払方法は、銀行振込・クレジットカード決済・その他電子決済等も可。
- ◆初診から電話/オンライン診療を行った患者については所定の様式で**所在地の都道府県に毎月報告する**。

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省)

令和2年5月1日事務連絡「型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&Aについて」(厚生労働省)



2、2度目以降の診療を電話や情報通信機器(ビデオ通話など)を用いて実施

対象

患者	既に対面で診断され治療中の疾患を抱える患者
薬剤	・ <u>これまでも処方されていた医薬品</u> ・当該疾患により発症が 容易に予測される症状の変化に対する、これまで処方されていない医薬品

主な要件

- ①既に定期的なオンライン診療を行っている場合 発症が容易に予測される症状の変化を**診療計画に追記**し、 診療計画の変更について**患者の同意を得ておく**。
- ②これまで定期的なオンライン診療を行っていない場合 生じるおそれのある不利益・発症が容易に予測される症状の変化・処方する医薬品等について 患者に説明して同意を得ておく。その説明内容を診療録に記載する。

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省)





◆ 処方箋の取扱いについて

- ・ 患者が、薬局での電話や情報通信機器による服薬指導を希望する場合は、**処方箋の備考欄に「0410 対応」と記載**し、 患者の同意を得て、医療機関から**患者が希望する薬局にFAX等で送付**する。
- 診療録に薬局名を記載する。
- ・ 処方箋情報を送付した薬局に処方箋原本を送付する。

◆ 薬剤の配送等について

- 薬剤の**品質の保持や確実な授与等がなされる方法**(書留郵便等)で患者へ渡す。
- 自宅療養中の患者に配送する場合、梱包の寸法に留意し、非対面(郵便受け等)で配送する。
- 薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認する。
- 患者が支払う配送料及び薬剤費等は、代金引換や銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の方法でも可。

◆ 領収証及び明細書について

• 後日、FAX、メール又は郵送等により領収証及び明細書を無償で送付する。

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省)

令和2年5月1日事務連絡「型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するO&Aについて」(厚生労働省)

令和2年6月2日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いにおける自宅療養中の患者への医療機関における薬剤の配送に係る留意事項について」(厚生労働省)





自宅療養・宿泊療養する軽症患者への電話/オンライン診療

新型コロナウイルス感染症の憎悪やそれ以外の疾患が疑われる場合 患者の診断をした医師や情報提供を受けた医師が電話/オンラインでの診療と処方ができる

- ・ 自宅療養・宿泊療養する軽症者への処方とわかるようにする 処方箋の備考欄に「CoV自宅」「CoV宿泊」と記載
- ・ 薬局や配送業者が新型コロナウイルス感染症患者だと知ることになるので、その同意を得る

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省)

電話/オンライン診療 新型コロナウイルス感染拡大防止措置における算定点数



初診:電話等を用いた初診料214点を特例的に算定

再診:電話等再診料73点を算定

「情報通信機器を用いた場合」が規定されている管理料147点も算定可能に

⊢ *6	初記	>	再診		
点数	院内処方	院外処方	院内処方	院外処方	
基本診療料	初診料 214点 (4/10以降、注6~9の加算も		電話等再診料 73点(A001 注9) (2/28以降、注4~7、11の加算も要件を満たせば算定可能)		
管理料(★)	-		147点 (B000 2)		
処方料	42点	-	42点	-	
処方箋料	-	68点	-	68点	
調剤料	8~11点	-	8~11点	-	
調剤技術基本料	14点	-	14点	-	
薬剤料	使用薬剤による	-	使用薬剤による	-	

★) 「情報通信機器を用いた場合」が注に規定されている管理料を算定していた患者に対して月1回のみ算定可能。 対象の管理料は、特定疾患療養管理料・小児科療養指導料・てんかん指導料・難病外来指導管理料・ 糖尿病透析予防指導管理料・地域包括診療料・認知症地域包括診療料・生活習慣病管理料。

※ 療養の給付と直接関係の無いサービスとして、予約や受診に係るシステム利用料、通話料、処方箋や院内処方の場合の配送料などは、実費の請求が可能。

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」(厚生労働省) 令和2年4月24日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14) 別紙」(厚生労働省) 令和2年6月1日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その20)」(厚生労働省)

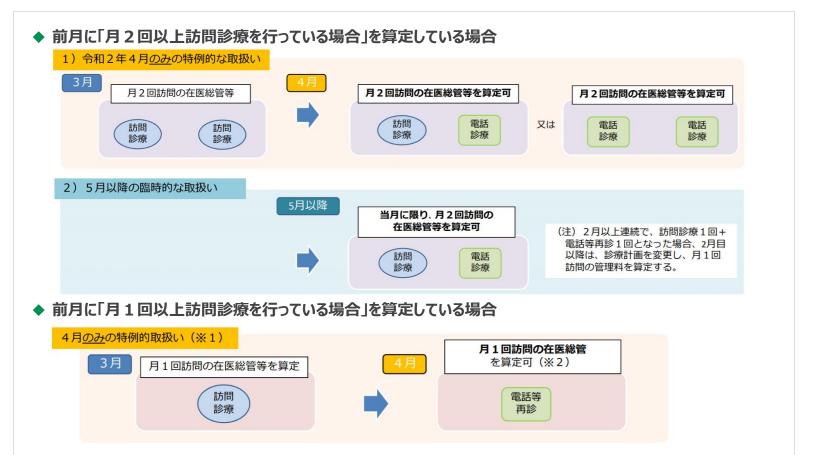
在医総管等(在宅時医学総合管理料又は施設入居時等医学総合管理料)の算定について

患者等から訪問を控えるよう要請があった場合

(※1) 5月以降については、通常通りの取扱いとする。

前提として患者等が感染への懸念から訪問を拒否する場合であっても、まずは医療上の必要性などを説明し、患者等の理解を得て、訪問診療の継続に努めること。





出典: 令和2年4月24日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その14)」(厚生労働省)

複数回実施した場合は、「月1回訪問診療を行っている場合」を算定する。

(※2) 令和2年3月に「月1回訪問診療を行っている場合」を算定していた患者に対して、4月に電話等を用いた診療を

令和2年4月24日中央社会保険医療協議会総会(第456回)新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について(厚生労働省)を加工して作成

オンライン診療の実施手順(1/2)

①準備

都道府県の窓口に提出

対面診療が必要な場合に紹介する予定の医療機関がある場合は、 紹介先に**事前に了承を得た上で**、所定の欄に記入

ホームページ等に記載

オンラインによる診療を行う旨、診療科、担当する医師とその顔写真、 対応可能な時間帯、予約方法等を記載

Point

各薬局と連携方法など詰めておきましょう。 地域の 薬局のリスト等を手元に用意しておきましょう。

※ 診療が困難な症状や対面診療が必要になる場合が あることを記載するとトラブルを未然にふせぐことができま す

②事前の予約

Web予約等 もしくは、電話で予約を受付

- 症状によってはオンラインによる診療では診断や処方とならず、 対面診療や、受診勧奨となることを伝える
- ・ この時に、当該患者の被保険者情報を入力してもらうことなどにより、 **受給資格を事前に確認**
- ・ あわせて、 **患者の利用する支払方法を確認** (銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等)

- ※ 電話のみで診療する場合の受給資格確認
 - 当該患者の被保険者証の写しをFAXで送付させる
 - ・被保険者証を撮影した写真の電子データを電子 メールに添付して送付させる
 - 上記が困難な場合、電話により氏名、生年月日、連絡先(電話番号、住所、勤務先等)、保険者名、保険者番号、記号、番号等の被保険者証の券面記載事項を確認

Point

院外処方の場合、電話等での服薬指導等の利用、薬局の希望を確認し、薬局の希望が無ければ 予約までに決めておいて頂くとスムーズ。

出典: 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項(厚生労働省)を元にエムティーアイで作成

令和2年5月1日事務連絡「型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&Aについて」(厚生労働省)

オンライン診療の実施手順(1/2)

③診療

接続

予約時間に、テレビ電話等を用いて患者の端末に医師側から接続

本人確認

- ・まずは医師が、**顔写真付きの身分証明書や医師免許証**を提示
- ・次に、患者に被保険者証を提示させ、受給資格を確認

診療

- ・診断や処方が困難な場合は、対面での受診を推奨
- なお、受診勧奨のみで終了した場合については、診療報酬は算定できない

- ※ 電話の場合、医師から予約時に聞き取った 番号に架電
- ※ 電話の場合、医師から予約時に聞き取った 番号に架電

4)診療後

処方箋の発行・薬の送付

- ・院内処方の場合は、薬を患者の住所に送付
- ・院外の場合は、患者に電話等による服薬指導等の希望を確認
- 希望する場合は、<u>備考欄に「0410対応」</u>と記載し、<u>患者が希望する薬局</u>に 処方箋情報をFAX等で送付(処方箋原本は薬局に郵送等により送付)
- -希望しない場合は、処方箋原本を患者の住所に送付

処方箋の発行・薬の送付

・領収証と明細書をFAX、電子メール又は郵送等により無償で患者に交付

報告

・初診の患者を診療した場合は、所定の調査票に必要事項を記入し、 月に一度取りまとめて都道府県庁へ報告

出典: 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項(厚生労働省)を元にエムティーアイで作成

令和2年5月1日事務連絡「型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いに関するQ&Aについて」(厚生労働省)

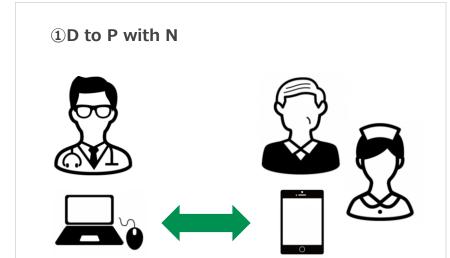
Point

オンライン診療システムを利用される場合、集荷・配送・決済などの機能が含まれている場合も多いです。

高齢者等におけるオンライン診療(例)

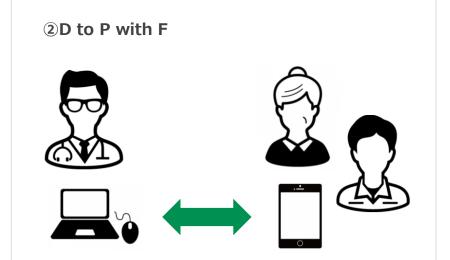


スマートフォンやPCの操作が難しい場合、下記のような方法もあります。



在宅で訪問看護が入り連携できる場合 訪問する看護師(Nurse)が、 医師と患者さんの診療(D to P)をタブレットなどでサポート

決済は、後日会計



在宅で訪問看護が入り連携できない場合 同居する家族(Family)が、 医師と患者さんの診療(D to P)をタブレットなどでサポート

決済は、本人or家族のクレジットカード なければ、後日決済

電話/オンラインでの診療の参考資料



◆ガイドライン、手引き

オンライン診療の適切な実施に関する指針

平成30年3月(令和元年7月改定)厚生労働省

医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項

2020年4月30日 厚生労働省HP 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について

プライマリ・ケアにおけるオンライン診療の手引き ver1.0

2020年5月20日 日本プライマリ・ケア連合学会

遠隔服薬指導 新型コロナウイルス感染拡大防止措置における実施要件



電話や情報通信機器(ビデオ通話など)を用いた服薬指導について

患者

全ての薬局において、

薬剤師が患者・服薬状況等に関する情報(※)を得た上で、

電話や情報通信機器を用いて服薬指導等を適切に行うことが可能と判断した場合

医療機関から備考欄に「0410 対応」と記載した処方箋がFAX等で送られる。

可能な時期に処方箋原本を入手し、FAX等で送付された処方箋情報と共に保管する。

(※)患者・服薬状況等に関する情報とは

- ① 患者のかかりつけ薬剤師・薬局として有している情報
- ② 当該薬局で過去に服薬指導等を行った際の情報
- ③ 患者が保有するお薬手帳に基づく情報
- ④ 患者の同意の下で、患者が利用した他の薬局から情報提供を受けて得られる情報
- ⑤ 処方箋を発行した医師の診療情報
- ⑥ 患者から電話等を通じて聴取した情報

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省)

遠隔服薬指導 新型コロナウイルス感染拡大防止措置における実施要件



薬局が守る必要のある条件

- ①薬剤の配送に関わる事項を含む生じうる不利益等・配送及び服薬状況の把握等の 手順について**薬剤師から患者に対して十分な情報を説明**し、**説明を行ったことを記録**する。
- ②患者に初めて調剤した薬剤については、服薬アドヒアランスの低下等を回避して 適正使用を確保するため、薬剤の性質や患者の状態等を踏まえ、以下を対応する。
 - ・ 必要に応じ、事前に薬剤情報提供文書等を患者にFAX等により送付する。
 - ・ 必要に応じ、薬剤が患者の手元に到着後、速やかに再度服薬指導等を行う。
 - ・ 服用期間中に電話等を用いて服薬状況の把握や副作用の確認などを実施する。
 - ・ 上記で得られた患者の服薬状況等の必要な情報を処方した医師に フィードバックする等の対応を行う。
- ③対面による服薬指導等が必要と判断される場合は、速やかに切り替える。
- ④患者のなりすまし防止のための本人確認は被保険者証で行う。

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省)

遠隔服薬指導 新型コロナウイルス感染拡大防止措置における実施要件



薬剤の配送等について

- ・ 薬剤の品質の保持や確実な授与等がなされる方法 (書留郵便等)で患者へ渡す。
- · 薬剤が確実に患者に授与されたことを電話等により確認する。
- ・ 品質の保持に特別の注意を要したり早急に授与する必要のある薬剤は、適切な配送方法を利用する、 薬局の従事者が届ける、患者又はその家族等に来局を求める等の工夫をする。
- 患者が支払う配送料及び薬剤費等は、代金引換や銀行振込、クレジットカード決済、その他電子決済等の方法でも可。

その他

- ・ かかりつけ薬剤師及び薬局や、患者の居住地域内にある薬局により行われることが望ましい。
- ・ 薬局内での掲示やホームページで事前に医療機関関係者や患者等に以下を周知すること。
 - ① 服薬指導等で使用する機器 (電話・情報通信機器等)
 - ② 処方箋の受付方法(FAX・メール・アプリ等)
 - ③ 薬剤の配送方法
 - ④ 支払方法(代金引換サービス・クレジットカード決済等)
 - ⑤ 服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器(電話・情報通信機器等)

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」(厚生労働省)

遠隔服薬指導 新型コロナウイルス感染拡大防止措置における算定点数



調剤技術料・薬剤服用歴管理指導料・薬剤料・特定保健医療材料料が算定可能。

点数		算定可能な点数			
		国家戦略特区での オンライン服薬指導	新型コロナウイルス 感染拡大防止での活用	2020年9月全国解禁	
				外来オンライン服薬指導	在宅オンライン服薬指導
調剤技術料	調剤料	O 28~400点			
动用引发100个	調剤基本料	○ 9~42点			
薬学管理料	薬剤服用歴管理指導料	〇 43点	〇 43点	〇 43点	×
	└各種加算	未公表		×	×
	在宅患者訪問薬剤管理指導料	×	未公表	×	〇 57点
	└麻薬管理指導加算	×	未公表	×	未公表(★)
	└乳幼児加算	×	未公表	×	未公表(★)
	かかりつけ薬剤師指導料	×	未公表	未公表	未公表
	かかりつけ薬剤師包括管理料	×	未公表	未公表	未公表
特定保険医療材料料		未公表	○ 点数は材料による	未公表	未公表
薬剤料		○ 点数は薬剤による			

(★)厚生労働省からの正式な公表はなし、日経DI2020年3月号では100点と記載

※ 4月30日以降の特例的対応における薬剤の配送料について、都道府県薬剤師会に申請し、支援を受けることが可能になる。

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」(厚生労働省)

令和2年4月30日事務連絡「電話や情報通信機器を用いた服薬指導等の実施に伴う薬局における薬剤交付支援事業について」(厚生労働省)

オンライン診療からの処方箋受け取り・服薬指導実施手順



令和 2 年 4 月 21 日 日本薬剤師会作成

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取り扱いに係る処方箋について(薬剤交付までの主な流れ)



- 注1)患者が「0410対応」の記載がある処方箋を持参した場合、備考欄への記載なし(すなわち、通常の処方箋)として取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。
- 注2) 患者は処方箋を持参せず、医療機関から「0410対応」の記載がある処方箋がファクシミリ等で送付された場合、備考欄への記載なしとして取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。
- 注3) 備考欄に記号が記載されていない、または、所定の記号以外が記載されていたり記載内容が不明な場合は、医療機関へ確認の上、適切に対応する。
- 注4)薬剤師が電話等により適切に実施することができないと判断した場合、対面による服薬指導に切り替えるとともに、備考欄への記載なしとして取り扱う。備考欄は記載なしに変更する。

出典: 令和2年4月21日 日本薬剤師会作成 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための時限的・特例的な取扱いに係る処方箋について (薬剤交付までの主な流れ)

患者への周知方法





医療機関

◆ <u>厚生労働省HP 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を踏まえたオンライン診療について</u>による周知

都道府県がまとめ、厚労省HPで周知。掲載には各都道府県の窓口への届出が必要 こちらの情報を元に、オンライン診療対応機関マップ(Google Map)、オンライン診療サーチが公開中

◆ 医療機関のホームページでの周知

オンラインによる診療を行う旨、診療科、担当する医師とその顔写真、対応可能な時間帯、予約方法等を記載

◆ 医療機関施設内での周知

厚労省のリーフレットを待合室などに掲示。受付や診療・服薬指導時に直接リーフレットなどを渡して説明

◆ 医療広告

電話/オンライン診療を実施している旨の医療広告が可能。医療機関・施設検索サービス等にも情報掲載可能

薬局

下記の情報を薬局内の掲示および薬局のホームページで周知

- ① 服薬指導等で使用する機器(電話・情報通信機器等)
- ② 処方箋の受付方法(FAX・メール・アプリ等)
- ③ 薬剤の配送方法
- ④ 支払方法(代金引換サービス・クレジットカード決済等)
- ⑤ 服薬期間中の服薬状況の把握に使用する機器(電話・情報通信機器等)

◆ 薬局内での周知

厚労省のリーフレットの他、日本薬剤師会作成の患者向け資材を活用

出典: 令和2年4月10日事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その10)」(厚生労働省) 医療機関が電話やオンラインによる診療を行う場合の手順と留意事項(厚生労働省)

患者向けのご案内





1

診療内容の確認

電話・オンライン診療を行っているか確認

受診しようと考えている医療機関のホームページを確認するか、直接医療機関の窓口に、電話やオンラインによる診療を行っているかご確認ください。

電話・オンライン による診療はし ていますか?



かかりつけ医等 または 最寄りの医療機関

まずは、普段からかかっているかかりつけ医等 にご相談ください。

かかりつけ医等をお持ちでない方は、下記のホームページから電話・オンラインによる診療を行っている最寄りの医療機関*にご連絡ください。

※医師の判断によっては、すぐに医療機関を受診する必要があるため、できるだけお住まいの近くの医療機関を選択することをお勧めします。



車前の子紋

電話の場合

電話の場合は、 医療機関に電話 し、保険証など の情報を医療機 関に伝えた上で 予約します。



オンライン診療の場合

オンライン診療の場合は、 医療機関によって予約方法 は異なります。

詳しくは各医療機関のホームページをご覧ください。

支払い方法の確認

予約の際に合わせて支払い 方法についても確認します。 ◎☆

診療開始

医療機関側から着信がある か、オンラインで接続され、 診療が開始します。

(本人確認後、症状説明

まずは、受診を希望されているご本人であることを確認するために、求められた個人情報を伝えた後に、症状等をご説明してください。
電話やオンラインによる診

電話やオンラインによる診療では診断や処方が困難な 場合があることにはご留意 ください。





4

診療後

医療機関への来訪を推奨されたら

医療機関に来訪して受診するよう推奨された場合は、必ず医療機関に直接かかるようにしてください。

薬の処方を受けた場合、

薬が処方され、薬の配送を希望 する場合は、薬を出してもらう 最寄りの薬局を医療機関に伝えた 上で、診察後、薬局に連絡して ください。

電話やオンラインによる服薬指導を受けられ、その後、薬が配送されます(薬局に来訪されて服薬指導を受ける必要がある場合もあります)。

上記の流れは一例です。医療機関によって異なる場合があります。

出典: オンライン診療に関するホームページ 厚生労働省

<u>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000623140.pdf</u> 電話やオンラインによる診療の手順などをわかりやすく説明したリーフレットになります。



CARADA オンライン診療

【新型コロナウイルス感染症の流行への対応】 オンライン診療・服薬指導システム 利用料無料でのご紹介

> CARADA medica 株式会社カラダメディカ

CARADA オンライン診療のご紹介

予約、ビデオ診察・服薬指導、決済、処方箋・薬の配送まで オンライン診療・服薬指導に必要な機能を取り揃えています。

ビデオ通話画面



予約画面



ご利用メニュー

①来院予約

web予約で24時間受付

②オンライン相談

治療開始前の相談受付や 治療開始後の悩み相談

③オンライン診療

通院の一部をオンライン化

4 オンライン服薬指導

来局の一部をオンライン化

- 予約作業の効率化
- ▶ 適切に治療を開始 治療中の不安解消
- 対診患者の増加 治療の継続率向上
- ト 服薬の継続率向上

機能

予約	ビデオ通話	決済	薬·処方箋配送
0-0		¥	
事前にご予約いただくことで、無駄な時間を発生させずに実施できます。	ビデオ通話で患者の表情を見てお話ができ、 安心です。	ビデオ通話後に診療料・調剤料等をご入力いただくと、患者のクレジットカードで自動決済されます。	患者へ薬・処方箋を 送る際、配送会社に 簡単に集荷依頼でき ます。

▶ 医療施設・薬局のメリット

- 予約方式のため、**診療・服薬指導の時間管理がしやすい**。
- システム上で決済ができるため、会計を次回の診療に持ち越さず 診療費・薬代未回収のリスクを防げる。
- ビデオ通話で顔が見られるため、対面により近い診療ができる。

▶患者のメリット

- 予め時間を決めて診療・服薬指導が受けられ、**待ち時間による** ストレスが無い。
- ビデオ通話のため、症状を伝えやすい。

電子カルテ・クラウド薬歴とも連携

電子カルテ『CLIPLA』、クラウド薬歴『Solamichi』と合わせてご契約いただくことにより、 医療施設では**電子カルテを確認しながらオンライン診療**が、 調剤薬局では**薬歴を確認しながらのオンライン服薬指導**が可能です。

電子カルテ『CLIPLA』

株式会社クリプラ提供



クリニック内にサーバーの設置が不要で、インターネットに接続していれば 場所を問わず利用できるクラウド電子カルテです。院内での診察はもち るん、訪問診療でも活用でき、医療従事者の業務効率を高めます。ま た、クリニック内にサーバーを設置するタイプの電子カルテに比べて 初期費用を大幅に削減できるほか、定期的な買換えも発生しません。

クラウド薬歴『Solamichi』

株式会社ソラミチシステム提供



患者の状況や処方内容の確認ができるクラウド薬歴システムです。クラウド型のため薬剤師による**在宅訪問などの際も場所や時間を選ばず、分かりやすい操作性**で質の高い薬歴の作成が可能です。ほかにも、**在宅診療で必要な情報の確認**や資料作成を支援する機能や、定期的に同じ薬剤を処方される患者に対して、多角的に**副作用のチェック**を促すなど、薬物療法の有効性・安全性の向上や服薬指導の充実を図るための便利な機能が満載です。

CARADAオンラインツールの無料提供のご紹介

新型コロナウイルス感染症の流行への対応として、「CARADA オンライン診療」を利用料無料で提供させていただきます。

活用例

「いつもの薬がほしい」

「体調が悪いから医師に診てもらいたい」など、 医療施設に行きたいけど院内感染を不安に思う 患者に対してオンラインで診療、オンライン服薬指導 を行い処方薬を自宅へ配送



オンライン診療が 慢性疾患等の 治療継続や 感染の防止に ご活用いただけます!

無料提供期間

2020年3月3日~ 2020年9月末日まで

※新型コロナウイルス感染症の流行状況により、 期間が変更となる可能性があります。

医療施設の月額利用料、 患者のシステム利用料は "すべて無料"で 提供いたします。

クリニック向け経営分析サービス 『CLINIC BOARD』のご紹介



クリニックの経営を多角的に支援する『CLINIC BOARD』

CLINIC BOARD

クリニック(診療所)向けの経営分析・PRM(ペイシェント リレーションシップ マネジメント)支援サービスです。

これまで診療報酬請求以外で使われてこなかったオンライン 請求用のレセプトファイルをアップロードするだけで、医業収益や患者来院状況(リピート数や新規、年代別来院数など)などから、自動で経営状況を分析します。レセプトデータ活用による特許を出願しており、累計患者データ1,200万件を超える患者データを取り扱っています。また、来院した患者の状況に合わせた適切なフォローのサポートも実施するなど、クリニックの経営を多角的に支援します。

オンライン診療での活用方法

- 1) CLINIC BOARDでフォローしたい患者様 (例:内科であれば特定疾患療養管理料の 算定患者)を抽出
- 2) 1)のうち離脱しかけている患者様及び通院困難な患者様を選択
- 3)オンライン診療システムを活用して診療及び算定







お問い合わせ

こちらの資料について

株式会社エムティーアイ https://www.mti.co.jp/

サービスの導入に関するお問い合わせ先

オンライン診療システム『CARADAオンライン診療』 https://lp.telemedicine.carada.jp/contact.html

使いやすさを追求したクラウド電子カルテ『CLIPLA』 https://clipla.jp/request/

調剤薬局向けクラウド薬歴サービス『Solamichi』 https://lp.solamichi.com/

クリニックの経営分析ソリューション『CLINIC BOARD』 https://clinicboard.jp/inquiry potential customers/new?form id=I0001